## 1. 介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表知る北部広域連合の介護予防訪問介護相当サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

		連合の介護予防訪問介護相当サービスの指定又は更新を受けた	事業者が使用します。				_	
サーb 種類	<u> </u>	: - サービス内容略称		算定	2項目		合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 介護予防訪問介護相当サービス11		事業対象者、要支援1·2(週1回程度) 1,176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割					39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12			事業対象者、要支援1·2(週2回程度) 2,349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割						1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	一八、介護予防部向外護和ヨッーに入る		事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)			1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3,727単位			1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	1		事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	12単位減算		1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	─ 一高齢者虐待防止措置未実施減算 ─ ─			1単位減算	-	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	23単位減算		1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位減算		1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			事業対象者、要支援2(週2回を超える程	度) 37単位減算		1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合		所定単位数の10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			1
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二初回加算		200単位)	11算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	ホ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	へ 口腔連携強化加算		50単位加算(1月に1回を限度)		50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ト 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の245/1000加	叩算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加	叩算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加	叩算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加	叩算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算▼1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の221/1000	加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算▼2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の208/1000	加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算▼3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の200/1000	加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の187/1000	加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算▼5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の184/1000	加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算∇6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の163/1000	加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の163/1000	加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	1		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の158/1000	加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の142/1000	加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 ¥ 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10	所定単位数の139/1000	加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(1	1) 所定単位数の121/1000	<b>加算</b>	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(1			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 ¥13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(1	3) 所定単位数の100/1000/	加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(1	4) 所定単位数の76/1000	加算	

<sup>※</sup>介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

<sup>※</sup>業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。